

## 国際理解教育外国人サポーター派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、国際理解教育を推進する府内の小学校、中学校、中等教育学校及び高等学校等（以下「小学校等」という。）に対し、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が、「国際理解教育外国人サポーター」（以下「外国人サポーター」という。）を派遣し、母国の文化や歴史などの紹介等を通じて児童・生徒等との交流を深めることにより、国際理解教育の促進に寄与することを目的とする。

### (派遣の対象)

第2条 外国人サポーターを派遣する対象は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 府内の小学校（特別支援学校小学部を含む）
  - (2) 府内の中学校（特別支援学校中学部を含む）
  - (3) 府内の中等教育学校
  - (4) 府内の高等学校（特別支援学校高等部を含む）
  - (5) その他、財団の理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、派遣の対象としない。
- (1) 派遣を希望する小学校等が属する市町村又は市町村の国際交流協会（以下「市町村等」という。）が本事業と同趣旨の外国人サポーターを派遣する事業を実施している場合。ただし、当該小学校等が本事業の利用について事前に市町村等の了解を得た場合はこの限りでない。
  - (2) 理事長が本制度の趣旨にふさわしくないと認める事業
- 3 外国人サポーターの派遣は、原則として月曜日から金曜日（祝祭日を除く）とする。ただし、市町村が試行的に実施する土曜日の授業については、これまで派遣実績のない小・中学校等を中心に理事長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 外国人サポーターの派遣は、1回あたり2コマ（1コマ50分）を上限とし、1回あたりの派遣人数は5名までとする。やむを得ない事情等により5名を超える派遣を希望する場合は、事前に財団に相談のうえ了解を得ることとする。

### (外国人サポーターの要件)

第3条 外国人サポーターは次の要件を満たし、かつ本制度の趣旨に賛同する者とする。

- (1) 府内に在住・在学・在勤の外国人
- (2) 日本語による発表等ができる者

### (外国人サポーターの登録及び取消し)

第4条 外国人サポーターの登録及び取消しは、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 外国人サポーターへの登録を希望する者は、理事長に対し、様式第1号により外国人サポーター・語学ボランティア登録申込書を提出するものとする。
- (2) 理事長は、前号の申込書の提出を受け、適当と認める場合は外国人サポーターとして登録するものとする。
- (3) 外国人サポーター本人から登録取消しの申し出があった場合、第3条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は外国人サポーターとしての適性を著しく欠く事態が生じた場合、理事長はその登録を取り消すことができる。
- (4) 外国人サポーターの登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとし、更新についてはこれを妨げない。

### (外国人サポーターの業務)

第5条 派遣先での外国人サポーターの業務は、次に挙げるものとする。

- (1) 母国の文化（衣服・食生活・住居・言葉など）や歴史などの紹介
- (2) 母国の遊びや歌、民族舞踊などを通じた異文化体験交流

- (3) 環境・経済・教育（同世代の子どもたちの学校生活など）など特定のテーマについての講義
  - (4) その他、国際理解教育の推進に関して必要と認められる事項
- 2 外国人サポーターは、業務を行うに当たり、必要に応じて財団が実施する研修等を受講することとする。

(派遣申請等)

第6条 外国人サポーターの派遣を希望する小学校等の長（代表者）は、財団の担当者と事前に打合せを行った後、理事長に対し、原則として派遣希望日の1か月前までに、様式第2号により派遣依頼申込書を提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の派遣依頼申込書の提出を受け、適当と認める場合はこれを承認し、外国人サポーターの派遣を行うものとする。

(費用負担)

第7条 外国人サポーターの派遣に当たっては、財団は活動中の万一の事故に備え、外国人サポーターを補償の対象とする保険に加入するとともに、外国人サポーターに対して派遣1名1回につき6,000円の謝金を支払うものとする。

- 2 前項に定める外国人サポーター派遣に対する謝金については、派遣を依頼した小学校等が2分の1（派遣1名1回につき3,000円）を負担するものとする。なお、財団の国際交流員を派遣した場合においても、派遣を依頼した小学校等は同額（派遣1名1回につき3,000円）を負担するものとする。
- 3 前項に定める負担金については、外国人サポーターもしくは財団国際交流員の派遣終了後、派遣を依頼した小学校等は、財団が発行した請求書（様式第7号）に基づき、指定の期日までに財団へ支払うものとする。

(報告)

第8条 外国人サポーターの派遣を依頼した小学校等は、事業終了後1週間以内に、様式第3号による教員作成の国際理解教育事業実施報告書に、様式第4号又は様式第5号による児童・生徒作成のアンケートを添付のうえ、理事長に提出しなければならない。

- 2 小学校等に派遣された外国人サポーターは、事業終了後1週間以内に、様式第6号によりOFIX国際理解教育外国人サポーター活動報告書を理事長に提出しなければならない。

(情報の公開)

第9条 理事長は外国人サポーターの個人情報などを除いて、必要と思われる情報を公開することができる。ただし、公開される情報については、各外国人サポーターの同意を要するほか、財団の保有する個人情報の保護に関する規程に基づくものとする。

(事業の共催実施)

第10条 本事業に賛同する団体は、財団と共催で本事業を実施することができる。共催に当たっては、その内容、費用負担等について事前に協議を行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日から平成26年3月31日までの間におけるサポーターへの謝金の額は、第7条の規定にかかわらず、5,000円とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。